

## 第 54 期令和 6 年度高知県最低賃金専門部会(第 1 回)議事要旨

- 1 開催日時 令和 6 年 8 月 1 日 午前 10 時 47 分から午前 11 時 02 分
- 2 開催場所 高知労働局
- 3 出席状況 公益代表委員 3 名  
労働者代表委員 3 名  
使用者代表委員 3 名

### 4 議題・議事要旨

#### (1) 部会長及び部会長代理の選出等について

- ・部会長及び部会長代理が選出された。
- ・高知県最低賃金専門部会運営規程が承認された。
- ・第 2 回以降の専門部会について、率直な意見交換に支障を及ぼすおそれがあることから非公開とされた。

#### (2) 労使の基本的主張について

##### 労働者代表委員

- ・“最低賃金をセーフティネットにふさわしい額にしていくこと”を前提にするべきと考える。また、現下の物価高騰の状況を踏まえて最賃決定 3 要素のうちの「生計費」に重点を置いた審議を求める。
- ・労働側の見解を 6 点主張。
  - 1 点目、「最賃をセーフティネットとしてふさわしい“本来あるべき水準”への到達を視野に入れた議論をすべきだ」ということ。

今年の最賃審議にあたっては、上げ幅をどうするのかという議論に偏重するのではなく、最賃の水準を「セーフティネットとしてふさわしい水準へできるだけ早く到達させる」ことを念頭に置いた議論をすべき。その“あるべき水準”は当面、「一般労働者の賃金における中央値の 60%」を参考にした 1,286 円にすべきである。
  - 2 点目、「現下の物価上昇局面を鑑みて、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素のうちの生計費に重点を置いた審議をするべきだ」ということ。

2021 年後半から続く物価上昇は、生活関連物資の上昇率が高いことから、低所得者層にとっては厳しい状況が続いている。セーフティネットとしての役割がある最低賃金の額を決定するにあたり、低所得者層の生活を守る視点に立って、生計維持ということも念頭に置いて額審議をするべきだと考え、特に低所得者層の生計費に大きく関係する“基礎的支出項目”の動向がポイントになると認識している。
  - 3 点目、「外部労働市場における賃金水準も考慮した決定をすべきだ」ということ。

ハローワークにおける求人賃金は、最低賃金を大きく上回る 1,000 円あたりで募集されている。また、高卒初任給も月額 176,000 円であり、時給でいうと 1,000 円を超えている。この水準でなければ「人が雇えない、働き手が来ない」という事であり、こうした実勢も参考にした額審議を行うべき。
  - 4 点目、「地域間“額差”の是正」について。

全国の最低賃金の最高額と最低額の差は、2002 年は 104 円だったが、現時点では、東京都と高知県の比較で 216 円の差になっている。この額差は、「同一労働同一賃金」という社会的な流れの中にあって看過できない問題だといえる。

また、この額差が働き手の県外流出の一因にもなっているとされていることから、早急にこの差を是正すべきであり、今年の審議においては、公労使がそろって「額差の是正も念頭に置きながら審議すること」を求める。

- ・ 5 点目、「2024 春闘の妥結水準も一定、考慮すべきだ」ということ。  
連合高知における現在の妥結額は、県全体の加重平均でみると「9,940 円 4.15%、うちベア分は 2.78%」と近年にない妥結結果になっている。  
このように、今春闘では労使交渉ができる組織労働者については、社会全体の賃上げムードを背景にして一定の成果が出ている。  
しかし、労働組合がない未組織労働者は、社会的な賃上げの流れから取り残され、結果的に「組織と未組織の格差」が拡大しているといえる。  
こうした格差を是正するためにも、最低賃金の額決定に際しては組織労働者の賃上げも一定考慮することが必要である。
- ・ 6 点目、「最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しない」ということ。  
最賃の引上げが原因で企業倒産が増えているとは考えていない。むしろ現在の企業倒産の増加は、後継者不足やコロナ融資の返済などを起因としていると受け止めている。つまり最賃の引上げと雇用環境の因果関係は弱いと認識しているということ。  
2021 年の審議では、中賃の資料にある学説評価を受けて「最低賃金の引上げがマクロの雇用指標である失業率や有効求人倍率に負の影響を及ぼしているとは必ずしも確認できない」ことを前提にした審議を行ってきた経過がある。  
本年の審議もこの経過を踏まえた審議が必要と考える。生産年齢人口、特に若年層の人口流出が課題となっている高知県においては、人材確保・定着の観点からも最低賃金の引上げによる県民所得の「底上げ」が重要であると強く主張する。

#### 使用者代表委員

- ・ この春の賃上げでは、大手企業を中心に高水準の賃上げが実施されており、経済の好循環に繋がることを大いに期待している。しかし一方で、円安により資材価格やエネルギーコストの高騰に加えて、労務費の価格転嫁が十分行えていない企業も存在している。
- ・ 中賃審議でも使われた JILPT の資料において、原材料・仕入れ価格の上昇分の価格転嫁が全額できているは 10%、ある程度できている 39%、両方で 49%程度にとどまっている。このような状況をみると、未だ中小企業が賃上げできる環境が十分に整っているとは言い難い状況であると受け止めている。企業倒産件数が増えている状況も気になるところである。
- ・ 企業が賃上げしても実質賃金がマイナスとなるような、賃上げが追い付かないほどの物価高騰は、「賃金と物価の好循環」とは言い難い状況ではないかと考える。  
日銀が目指す 2%程度の安定した経済成長を達成し、賃上げされる労務費が適正に価格転換できる環境を整えることが重要ではないか。
- ・ 今年度の審議に当たっての基本的な考え方としては、昨年の審議では急激な物価高騰を特に重視し、目安額を上回る改定となったが、昨年の状況からやむを得ない判断だったと理解している。  
本年も、物価上昇が続くなか、最低賃金の引上げ期待が大きいことは承知しており、一定程度引上げることの必要性は理解している。  
本年の審議においては、最低賃金法第 9 条 2 項に定められている 3 要素、すなわち「地域における労働者の生計費」、「賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」を考慮して定めるといふ法の原則に立ち返り、各種データを基にどのように分析し、そこからどのように最低賃金を導き出したか、事業者、労働者双方に、より納得感のある説明ができるよう議論を深めたいと考えている。